

# 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 技術セミナー・講習会及び課題解決型研修事業 ご利用約款

制定 2026年4月1日 2025産技技第335号

## 目次

- 第1章 総論
- 第2章 技術セミナー・講習会
- 第3章 課題解決型研修
- 第4章 技術セミナー等のオンラインでの配信

## 第1章 総論

### (目的)

第1条 本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の技術セミナー・講習会及び課題解決型研修事業（以下「各事業」という。）に関する、お客様と都産技研との基本的な事項を定めるものです。

2 第1章では、各事業に共通する、お客様と都産技研との合意事項を定めます。

3 事業ごとに定める必要のある事項は、第2章以降に定めま

す。  
4 第1章で定めのある事項で、第2章以降に第1章と異なる記述がある場合、第2章以降が優先されます。

### (対象となる事業)

第2条 本約款において対象とする事業は、お客様の人材育成を目的として、次の各号のとおりとします。

- (1) 技術セミナー・講習会 都産技研の裁量によって定められた、汎用的、一般的な共通カリキュラムによる技術的な内容等の講義又は講義及び実習を提供する人材育成事業
- (2) 課題解決型研修 特定のお客様が抱える個別の技術的課題の解決を目的とし、講義・実習内容を個別にカスタマイズして提供する人材育成事業

### (サービスの範囲)

第3条 都産技研は、サービスの範囲を事業ごとに定めます。

### (用語の定義)

第4条 都産技研は、本約款に用いる用語を、次の各号のとおり定義します。

- (1) お客様 第5条に定める利用資格を有し、第2条に定める事業を利用する者（利用予定者を含む。）をいう。
- (2) 申込者 お客様のうち、第2条に定める事業に利用申込みを行った者をいう。
- (3) 受講者 お客様のうち、第2条に定める事業の申込者又は当該申込者から指名された者であって、当該事業に参加又は視聴する者をいう。
- (4) 職員等 都産技研に所属する職員のうち、各事業の実

施に関与する者をいう。

- (5) 第三者 お客様又は職員等以外の者をいう。
- (6) 外部専門家 都産技研が委嘱、業務委託する技術的知見を有する都産技研に所属しない者をいう。
- (7) 中小企業 次のいずれかに該当する法人又は個人事業主をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業（中小企業者）

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）

ウ 都産技研が認めた者（公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に定める公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）及び公益目的事業など）

- (8) 東京都内に事業所を有する中小企業 前号の中小企業のうち、東京都内に継続的に事業活動を行う事業所（本店、支店、営業所及び工場その他名称を問わない。）を有するものをいう。

- (9) 通信機器 電話、電子メール、Web サイト等、各事業の申込みに利用することができる機器をいう。

- (10) 機密情報 都産技研又はお客様が、相手方に対して口頭、書面、電子データその他の方法により開示若しくは提供した、非公表の営業上、技術上又は業務運営上の情報をいう。これには、各事業の実施過程又はその結果として知り得た情報、及びノウハウ、図面、仕様、試験データ、個人情報その他これに類する情報を含むが、これらに限られない。

- (11) 講義 講師が、受講者に対し、技術的知識、理論、方法その他これらに関連する情報について、口頭、映像、資料の提示その他の方法により説明又は解説を行う行為をいう。

- (12) 実習 講師の指導の下、受講者が技術的知識又は技能の習得を目的として行う教育的行為をいう。

- (13) 技術セミナー 技術的な内容等について、講義を実施するものをいう。

- (14) 講習会 技術的な内容等について、講義及び実習を実施するものをいう。

- (15) リアル開催 講師と受講者が会場に集合し、同一空間内で対面形式により実施するものをいう。

- (16) オンライン配信 Web 会議システム等を用いて、各事業をライブ配信又はオンデマンド配信により実施するものをいう。

- (17) ライブ配信 オンライン配信のうち、インターネットを通じ、映像及び音声を受講者にリアルタイムで提供する配信方式をいう。

- (18) オンデマンド配信 オンライン配信のうち、ライブ配信の録画映像又は事前に録画した映像を、一定期間視聴可能な形式で提供するものをいう。

- (19) ハイブリッド開催 リアル開催及びライブ配信を同時に実施するものをいう。
- (20) 受講料 技術セミナー・講習会を利用する際に、申込者が負担する料金をいう。
- (21) 利用料金 課題解決型研修を利用する際に、申込者が負担する料金をいう。
- (22) オンライン決済 インターネットを経由して行う決済方法をいう。
- (23) 計算書 都産技研が、各事業において申込者が負担する受講料又は利用料金（以下「料金等」という。）を記載した書類で、都産技研の押印のないものをいう。
- (24) 見積書 都産技研の作成した計算書と同一の内容で、原則として、都産技研の押印がなされたものをいう。ただし、都産技研は、申込者の同意の有無にかかわらず、押印のない場合も見積書として取り扱うことができる。また、オンライン決済を利用して料金等を請求する場合、都産技研は見積書に押印しない。
- (25) 請求書 申込者が各事業を利用する際に、都産技研が申込者に対して請求する料金等を記載した書類、電子メール等をいう。
- (26) 領収書 都産技研が、申込者から料金等を受領したことを証明する書類、電子メール等をいう。
- (27) 履行 各事業を実施することをいう。
- (28) 履行日 各事業を履行した日をいう。
- (29) 業務連携協定締結機関 都産技研が協定又は覚書等を締結した大学、研究機関、産業支援機関、行政機関及び金融機関等のことをいう。

#### （利用資格）

第5条 都産技研は、各事業において、次の各号に該当する者に利用を認めます。

- (1) 日本で設立登記された法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者で、個人事業主又は創業を予定している個人）
- (2) 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これらに準ずる公的機関
- (3) 前号までに定める以外の者であって、都産技研が必要と認める者

2 都産技研は、課題解決型研修において、前項のうち(1)から創業を予定している個人を除いた者に利用を認めます。

3 都産技研は、前項に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合は、各事業の申込み及び利用を認めません。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 都産技研反社会的勢力への対応に関する規程（30産

技総総第724号 平成31年1月31日制定）第2条の各号に規定する者

- (3) 前二号(1)及び(2)に定める者以外であって、都産技研が公序良俗に反すると認めたる者
- (4) 外国為替及び外国貿易法にて規制される技術移転、その他、経済安全保障推進法及びその他の法令ガイドラインに基づき、都産技研が各事業の実施について規制対象（各事業の実施が禁止される場合の他、許認可の取得、届出、報告その他特別な手続が必要となる場合をすべて含む。）となる可能性があるとして判断した者
- (5) 都産技研より利用停止の措置を受けている者
- (6) 都産技研の役職員等に対して暴行、暴言、誹謗中傷等を行う者

4 都産技研は、必要に応じて、お客様に対し、第1項及び第2項に該当すること又は第3項に該当しないことを確認できる定款等の書類（商業登記、誓約書等を含む。）の提出を求め確認します。

5 都産技研は、前項までの他、必要に応じて事業ごとに利用資格を定めることができます。

#### （利用停止）

第6条 都産技研は、各事業の利用について、利用資格が認められない場合、都産技研に支払うべき第11条に定める料金等を滞納している場合、又は過去に滞納したことがある場合は、該当する者に対して、利用停止の旨を通知します。

2 都産技研は、第1項の事由が解消された場合は、利用停止を受けた者の利用停止措置を解除するとともに、文書によりその旨を通知します。

#### （各事業利用の受付）

第7条 都産技研は、原則として、Web 申込フォームにより各事業の利用申込みを受け付けます。ただし、オンライン決済により料金等を請求する場合は、Web 申込フォームを使用しない方法での申込みも認めます。

2 お客様は、本約款を承諾したうえで各事業の申込みを行うものとし、都産技研は、本約款に合意したお客様からのみ各事業の申込みを受け付けます。

3 都産技研は、申込者からの申込みをもって、申込者が約款及び各事業の内容に合意したものとみなします。

4 お客様が見積書、請求書又は領収書の宛名を申込者と異なる者に変更を希望する場合、お客様は、その旨を記載した委任状を事前若しくは申込み時に都産技研に提出しなければなりません。この場合、都産技研の判断によって変更を承諾した場合に限り、宛名の変更を行います。

#### （契約の成立時期）

第8条 都産技研は、各事業について、申込者からの申込みを承諾した時点を契約の成立時期とします。

2 前項の承諾は、都産技研が申込者に対し、受付完了又は受講確定等の通知（電子メールその他電磁的方法を含む。）を発

信した時点で行われたものとし、

3 申込者がオンライン決済により料金等を支払う場合、申込者が決済画面上でクレジットカードその他の方法による支払い手続きを完了した時点をもって申込みがあったものとみなし、当該時点を契約の成立時期とします。

(各事業利用の受付の拒否)

第9条 都産技研は、次の各号の一に該当する場合、各事業の申込みに応じないことができるものとします。

- (1) 申込者又は受講者が利用資格を有しない場合
- (2) 申込者の申込内容が、故意又は過失の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合
  - ア 他人名義や架空名義の利用が認められる場合
  - イ 虚偽記載、誤記等の事実と異なる記載が認められる場合
- (3) 各事業に関して、受講者の参加目的又は各事業により提供される情報、知識、資料等の利用目的が、国内法令等に抵触するおそれがある場合、又は国内法令等に抵触する行為を助長するおそれがある場合その他当該情報等が不適切に利用されるおそれがある場合(なお、例えば、次のことは本号に該当します。)
  - ア 著作権その他の知的財産権を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められる行為を行っている場合。
  - イ 公序良俗に反する行為又は目的に、各事業で提供される情報等が利用されるおそれがある場合
  - ウ 暴力団等の利益になる、又はそのおそれがあると認められる目的に各事業で提供される情報等が利用される場合
- (4) お客様が、利用しようとする各事業以外の事業(依頼試験事業等)の利用について、都産技研に支払うべき料金等を滞納している場合、又は過去に滞納したことがある場合
- (5) お客様が、各事業以外の都産技研の事業(依頼試験事業等)の利用について、過去に都産技研から中止措置、契約解除(当該契約の終了)、利用停止を受けたことがある場合
- (6) 申込みの時点で、過去3年の間に、申込者が都産技研に対して利用の申込み(通信機器による予約を含む。)を行った後に、申込者の責に帰すべき事由による申込みの取消し若しくは利用の契約解除が3回以上行われている場合
- (7) 都産技研が各事業を安全かつ適切に実施するために必要とし、お客様に提供を求める情報及び資料について、お客様が直ちに開示・提供しない、又は直ちに開示・提供することができない場合
- (8) 人員や機器等の確保などの理由により、各事業の提供が困難であると都産技研が判断した場合
- (9) その他、都産技研がお客様の各事業の利用を不適切又は各事業の実施が不可能と判断した場合

2 前項に該当しない場合でも、都産技研は、利用の申込みを

承諾する義務を負いません。

(権利譲渡の禁止)

第10条 都産技研は、お客様に対し、都産技研から書面による承諾を得た場合を除き、各事業の契約に基づく一切の権利および義務を第三者に譲渡し、又は担保に供するなどの処分を行うことを禁止します。

(料金等)

第11条 都産技研は、各事業の料金等を、事業ごとに定めます。

2 都産技研は、料金等を申込者に請求するため、請求書を発行します。ただし、クレジットカードによる支払いの場合は、この限りではありません。

(見積書の発行)

第12条 都産技研は、自らの裁量により、申込者からの依頼があった場合に、見積書を発行することができます。ただし、オンライン決済を利用して申込者に料金等を請求する場合は、見積書を発行しません。

2 都産技研は、申込者の同意があった場合、見積書に代えて計算書を発行することができます。

3 見積書又は計算書を発行する場合、その有効期限は発行日から3か月間とします。

4 前項にかかわらず、見積書又は計算書の発行後に料金改定があった場合は、有効期限内であっても当該見積書又は計算書を無効とします。

(料金等の支払期限)

第13条 都産技研は、各事業の申込みを承諾した後、各事業の実施前に料金等を請求し、申込者は請求に基づき各事業の実施前に料金等を支払わなければなりません。

2 都産技研は、料金等の支払期限を、事業ごとに定めることができます。

3 前二項にかかわらず、申込者が公的機関等であり、かつ、申込者から後納申請書が提出された場合は、都産技研は、料金等の後納を認めることができます。

4 都産技研は、前項の後納を承認する場合は後納承認書を、承認しない場合は結果通知書(後納申請不承認)を申込者に対して発行します。

(料金等の支払方法)

第14条 申込者は、料金等を次の各号の一に定める方法にて支払います。ただし、都産技研は、各事業により次の各号の中から個別に支払方法を定めることができます。

(1) 都産技研が指定する銀行口座に料金等を振込む方法。  
なお、この場合の振込手数料は、申込者の負担とします。

(2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアにおいて、料金等を支払う方法。

(3) 都産技研が指定するクレジットカードを使用して、料

金等を支払う方法。

(4) 原則として、現金の持参による料金等の支払いはできません。

2 都産技研は、原則として申込者に対して領収書を発行しません。ただし、都産技研がオンライン決済により料金等を請求する場合は、料金等を受領した後、領収書を発行できます。

(返金)

第15条 都産技研は、受領した料金等について、いかなる理由があっても原則として返金しません。

2 受講者の視聴環境又は受講者の責めに帰すべき事由によりライブ配信を視聴できなかった場合、都産技研は、原則として料金等を返金しません。

3 都産技研の直接の責めに帰すべき事由により各事業が中断又は停止した場合、都産技研は、料金等を返金する場合があります。

(対応時間)

第16条 都産技研は、お客様への対応を、原則として、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に行います。

2 都産技研は、前項にかかわらず、必要に応じて、事業ごとに対応時間を定めることができます。

(各事業の実施)

第17条 都産技研は、原則として、受講者に対して各事業を実施します。

2 都産技研は、事業ごとに定められた方法により、事業を実施します。

3 都産技研は、事業ごとに定められた方法により、各事業の利用を証明する書類を発行することができます。

4 都産技研は、原則として、受講者以外に対して各事業を実施しません。

(実施の委託)

第18条 都産技研は、各事業において個別の定めがある場合、その事業の実施に係る業務の全部又は一部を外部に委託することができます。

2 都産技研は、前項の委託を行う場合、委託先が適正に業務を行うよう監督します。

3 都産技研は、第1項を実施するため、委託先に対し、業務を適正に実施する旨の誓約を求めることができます。

(業務の適正な執行)

第19条 受講者は、各事業の実施を受けるにあたり用いる機器等を適切に管理します。

2 申込者又は受講者は、都産技研に対し各事業における業務の執行に必要な情報を提供する場合、その情報は日本語で提供しなければなりません。ただし、都産技研が、業務の執行に支障がないと認める場合は、日本語以外の言語による情報提供が認められます。なお、その場合でも、第三者による検証が容易

に行える言語でなければなりません。

3 都産技研は、業務の執行に際し、必要に応じて、申込者又は受講者に対して物品等の提供を指示することができます。この場合、申込者及び受講者は、都産技研の指示に従い物品等を提供します。

4 都産技研は、業務の遂行又は安全確保のために必要と認める場合、申込者又は受講者に対し、各事業の目的、方法、内容及び提出物の内容について説明を求めることができます。

5 申込者又は受講者は、各事業の利用中又は利用後に知り得た情報について、第三者への開示又は漏えいしてはなりません。また、情報を各事業の利用目的以外に使用してはなりません。

(安全管理)

第20条 都産技研及びお客様は、各事業を安全に運営できるよう注意を払い、安全管理を行い、事故の発生防止に努めます。

2 受講者は、自らの安全に十分に注意を払い、事故等が発生した場合、都産技研の指示に従い行動しなければなりません。

3 受講者は、都産技研の指示に従い、作業服、装着器具等、安全に作業を行うために必要な装備を自らの責任と負担により準備・整備します。

(各事業の実施内容の変更又は中止)

第21条 都産技研は、各事業の実施内容の変更又は中止について、事業ごとに定めます。

2 都産技研は、各事業の実施内容等の変更又は中止について、申込者又は受講者の申出を承諾する義務を負いません。

(各事業実施の中断・中止及び契約の解除)

第22条 都産技研は、次の各号の一に該当する場合、各事業を実施中であっても、直ちに当該事業の実施を中断又は中止し、その契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 申込者が利用資格を有しないことが判明した場合

(2) 申込者が都産技研に支払うべき料金等の支払いを遅滞した場合

(3) 申込者又は受講者が法令又は約款に違反したことが認められた場合

(4) 申込者若しくは受講者又は実施内容が、第9条の各号の一に該当することが判明した場合

(5) 申込者又は受講者の責めに帰すべき事由により契約を実施又は継続できない場合、又は他のお客様の利用を妨げると都産技研が認めた場合

(6) 前各号のほか、申込者又は受講者の責めに帰すべき事由により契約を維持することが困難であると都産技研が判断した場合

2 都産技研は、前項の措置を行う場合、その理由を申込者に対し書面をもって通知する義務を負いません。

3 都産技研は、第1項の措置を行う場合、当該事業に係る料金等が既に支払われているときは、特段の事情がない限り、これを返金しません。また、当該料金等が支払われていないときは、その支払いを申込者に請求することができます。

4 都産技研は、第1項の措置を行う場合、前項に定めるもの

のほか、都産技研が受けた損害（弁護士等の費用を含みます）を申込者に請求することができます。

5 都産技研は、第1項の措置を行うにあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合は、公益通報を行うことができます。

6 申込者からの申出による各事業の利用について中止、中断、途中解除については、都産技研の承諾を必要とします。この場合、都産技研は、第1項に定める申込者に帰すべき事由の有無その他の事情を考慮し、その申出を承諾するか否かを決定します。

7 都産技研は、各事業の妨げとなる行為を行った場合、当該受講者に対し、退出、受講停止及び作業中止等を命ずることができます。

#### （申込情報の取扱い及び保管）

第23条 都産技研は、各事業の申込みに関し、申込者から取得した氏名、所属、連絡先その他申込みに関連して提供を受けた情報（以下「申込情報」という。）を、次の各号に定める目的の範囲内で利用するものとします。

- （1）各事業の実施、運営及び管理のため
- （2）各事業に関する連絡、通知、確認及び問い合わせ対応のため
- （3）料金等の請求、収納、返金その他会計処理のため
- （4）各事業の実施状況の確認、統計資料の作成及び業務改善のため
- （5）法令又はこれに基づく行政機関等の要請に対応するため

2 都産技研は、法令に基づく場合又は正当な理由がある場合を除き、申込情報を、申込者の同意なく第三者に提供しません。

3 都産技研は、申込情報について、別段の定めのない限り、当該申込情報を取得した日から最長10年間保管します。

4 都産技研は、申込者から、自己に関する申込情報の内容の確認又は訂正を求められた場合には、法令に基づき、合理的な範囲でこれに対応します。

5 都産技研は、本条に定める場合を除き、申込情報を申込者又は第三者に提供する義務を負うものではありません。

#### （撮影・録音の制限）

第24条 お客様は、都産技研の書面による承諾を得ることなく、都産技研敷地内及び館内において撮影又は録音をしてはなりません。

#### （知的財産権の帰属）

第25条 次の各号に定める知的財産権については、すべて都産技研又は外部専門家に帰属するものとします。

- （1）各事業を実施する際に、都産技研又は外部専門家が配布した資料（テキスト、図面等）、著作物、講習・実習内容
- （2）都産技研が開発・考案した技法、測定法、治具等
- （3）都産技研が作成した操作マニュアル、その他これに類する資料
- （4）都産技研又は外部専門家が作成した動画

2 都産技研は、第1項に定める都産技研又は外部専門家に帰属する知的財産権について、受講者が無断で複製、転載、転用、引用その他の利用を行うことを禁止します。

#### （名義使用）

第26条 都産技研は、申込者及び受講者に対し、各事業に関する内容について、申込者及び受講者による都産技研の名義使用を禁止します。なお、名義使用とは、申込者及び受講者が各事業により得られた成果を、都産技研の名義その他都産技研を示す名称、呼称、シンボルマーク又はその他の標章と併せて、申込者及び受講者が作成する広告物、チラシその他の第三者に提示する媒体（紙媒体のほか、Webサイト、ブログ又はSNS等を含む。）に掲載することをいいます。

#### （不具合発生時の対応）

第27条 都産技研は、以下のいずれかに該当する場合、申込者又は受講者に事前に通知することなく各事業の提供を中断又は中止することができます。ただし、都産技研は、各事業の提供を中断又は中止する場合は、可能な限り申込者又は受講者に事前の通知をするよう努めます。

- （1）地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変その他都産技研の不可抗力の事由により各事業の運営ができなくなった場合
- （2）オンライン配信の際に、コンピュータ、サーバ、通信用機器、通信回線、システム（外部のシステムを含む。）等が事故、障害等により停止若しくは安定した配信が困難な状況が発生した場合
- （3）オンライン配信の際に、都産技研が利用するシステム（外部のシステムを含む。）が停止若しくは不安定な状態に陥った場合
- （4）アクセス過多やサイバー攻撃などにより、都産技研のコンピュータ、サーバ、通信用機器、通信回線、システム（外部のシステムを含む。）等に障害、故障等のおそれが発生した場合
- （5）その他各事業の運営上、又は技術上、一時的な中断又は中止が必要と判断された場合

#### （賠償等の請求）

第28条 都産技研は、受講者が都産技研の施設又は備品等に損害を与えた場合、当該受講者の他、その者が属する申込者に対して損害賠償を請求することができます。

2 都産技研は、お客様が第25条又は第26条に違反したと認められる場合、各事業の提供を中止し、併せて、違反状態の解消、違反物品等の回収、訂正広告の掲載その他都産技研の指示する措置の実施及び都産技研の被った損害（調査費用、弁護士等の費用、その他対応に要した費用を含みます。）の賠償を求めることができます。この場合、お客様が都産技研の指示する措置を講じない場合、都産技研が当該措置を講じ、その費用をお客様に請求することができます。

3 お客様が許諾した第三者が第25条又は第26条に違反したと認められる場合、都産技研は、当該第三者の責任につい

て、お客様に対し、前項の請求をすることができます。

(免責)

第29条 都産技研は、都産技研の故意又は重大な過失により生じたことが明らかな場合を除き、各事業の実施にあたりお客様及び第三者の怪我等の事故、損失及び損害について、一切の責任を負いません。

2 都産技研は、次の各号の一に該当する場合、製造物責任法上の責任を含め、お客様に対し一切の責任を負いません。

(1) 設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合

(2) 修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合

3 都産技研は、各事業の実施について、実施内容の正確性、妥当性、最新性、確実性、有効性、有用性及び実施による効果、効能、成果の発生、その他お客様の目的への合致について保証しません。

4 お客様は、自己責任において各事業により得られた助言・情報及び配布した資料を利用するものとし、当該利用により生じた損害について、都産技研は一切の責任を負いません。

5 都産技研は、各事業の実施の結果又はその利用が、第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証しません。

6 都産技研は、お客様の責めに帰すべき事由により、各事業の実施の遅延、成果物の過誤、お客様の利用の中止・中断等が生じた場合、一切の責任を負いません。

7 第3項にかかわらず、都産技研は、各事業の実施内容に重大な過誤があり、かつ当該過誤について都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、お客様と協議のうえ次の各号の一により対応します。ただし、各事業の実施日における標準的な技術から予見困難な内容は、重大な過誤に含みません。

(1) 都産技研の費用負担による、当該事業の契約内容の再実施

(2) お客様が支払った料金等の総額を限度額とした、お客様が被った損害の賠償

8 都産技研は、前項の請求が各事業の履行日から1年を超えてから行われた場合は、その請求に対応しません。

(不可抗力)

第30条 都産技研は、天災地変、社会インフラ（公共交通機関、通信ネットワーク網等）の事故、外部専門家の事故・急病、その他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難な場合、都産技研は、履行遅滞または不能についての責任を負いません。この場合、申込者と協議の上、損害賠償等の責任を負うことなく、契約を変更又は解除できます。

(料金等及び本約款の変更)

第31条 都産技研は、各事業の内容の変更、物価変動、法令の改正、運営上の必要その他相当の事由がある場合には、料金等又は本約款の内容を変更することができます。

2 都産技研は、前項の変更を行う場合、変更後の料金等又は

本約款の内容及びその効力発生日を、都産技研ウェブサイトへの掲載その他都産技研が適当と認める方法により、効力発生日の相当期間前までに周知します。

3 変更後の料金等又は本約款は、効力発生日以降に行われる各事業の申込み及び当該申込みに係る契約に適用されます。なお、効力発生日より前に成立した契約について、都産技研が変更後の料金等又は本約款の適用（当該契約の内容の変更又は解除を含む。）が必要であると判断した場合、都産技研は、申込者に対し、その理由及び変更内容（又は解除の可能性）並びに協議期間を通知し、申込者と誠意をもって協議します。

4 前項の協議により合意に至った場合、当該合意の内容に従い、当該契約に対する変更後の料金等又は本約款の適用関係を定めます。前項の協議を尽くしてもなお合意に至らず、かつ、都産技研が変更前の条件で当該契約を履行することが困難であると判断したときは、都産技研は、申込者に通知することにより、当該契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、都産技研は、当該解除により申込者に生じた損害について賠償の責めを負いません。

5 前項に基づき当該契約の全部又は一部を解除した場合、本章第15条にかかわらず、都産技研は、申込者が既に支払った料金等のうち、未履行部分に相当する金額を申込者に返金します。ただし、既に履行した部分に相当する料金等は返金しません。返金に要する振込手数料その他合理的な費用の負担については、別途都産技研が定めます。

(協議)

第32条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定します。

(合意管轄)

第33条 本約款、個別の合意事項及びその他の契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2章 技術セミナー・講習会

(目的)

第1条 本章は、第1章第2条で定める事業のうち、(1)技術セミナー・講習会に関する事項について、第1章で定めのない事項を定めるものです。ただし、第1章の定めと相反する事項が定められている場合は、本章の規定が優先して適用されます。

(サービスの範囲)

第2条 技術セミナー・講習会の事業の範囲は、開催案内等に記載された範囲の内容を実施するまでとします。

(利用資格)

第3条 都産技研は、第1章第5条に定める利用者について、技術セミナー・講習会の申込み及び利用を認めます。

2 申込者と同一の法人、個人事業主又は公的機関等に属する

者で、申込者が都産技研に事前に通知した場合、都産技研は、受講者の変更を認めます。

(実施方法)

第4条 都産技研は、技術セミナー・講習会を次の各号のいずれかの方法により実施します。なお、(1)及び(2)に規定する指定会場とは、都産技研内又は都産技研が指定する都産技研外の会場のことをいいます。

- (1) 指定会場におけるリアル開催
- (2) 指定会場からのライブ配信
- (3) オンデマンド配信
- (4) 前各号(1)及び(2)を同時に行うハイブリッド開催

(実施時間及び定員)

第5条 都産技研は、技術セミナー・講習会の実施時間及び定員をテーマごとに定めます。ただし、1日の実施時間は、原則として第1章第16条に定める対応時間の範囲内とします。

(事業の完了)

第6条 都産技研は、都産技研の定める実施時間及び方法により技術セミナー・講習会を実施し、当該講習会が終了したことをもって、当該事業の完了とします。

2 都産技研は、受講者の欠席、遅刻又は途中退出等、受講者の都合により受講が行われなかった場合においても、前項の規定により事業を完了したものとします。

3 申込者は、該当する技術セミナー・講習会の終了日から1年以内に限り、都産技研に対し、修了証書又は受講証明書の発行の申し入れを行うことができます。この場合、都産技研は、その裁量により修了証書又は受講証明書の発行の可否を判断します。ただし、修了証書の発行は、実施日数が5日間以上の開催テーマに限りま。

(外部専門家への業務委託)

第7条 都産技研は、技術セミナー・講習会の業務の全部又は一部を、外部専門家に委託することができます。外部専門家を利用した際の実施方法については、本章第4条に従います。

(業務連携協定締結機関との協働)

第8条 都産技研は、技術セミナー・講習会を効果的に実施するために、業務連携協定締結機関と協働して開催することができます。

2 前項による場合は、募集又は申込みの段階でその旨を明示します。

### 第3章 課題解決型研修

(目的)

第1条 本章は、第1章第2条で定める事業のうち、(2)課題解決型研修に関する事項について、第1章で定めのない事項を定めるものです。

(サービスの範囲)

第2条 課題解決型研修の範囲は、開催案内等に記載された範囲の研修内容を実施するまでとします。

(利用資格)

第3条 都産技研は、第1章第5条に定める利用者について、課題解決型研修の申込み及び利用を認めます。

2 前項の定めにかかわらず、課題解決型研修の実施態様等が次の各号のいずれかに該当する場合、利用資格は当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 職員等が出張により課題解決型研修を実施する場合
  - ア 東京都内に事業所を有する中小企業
  - イ 東京都及び東京都政策連携団体等
- (2) 職員等が外部専門家を伴い課題解決型研修を実施する場合
  - ア 東京都内に事業所を有する中小企業

3 都産技研は、原則として、申込者及び当該申込者が事前に指名した、申込者と同一の法人、個人事業主及び公的機関等に属する者以外の受講を認めません。ただし、都産技研の業務連携協定締結機関並びに、第1章第5条第1項(2)に定める公的機関が申込者となる場合は、この限りではありません。

(実施方法)

第4条 都産技研は、課題解決型研修を次の各号のいずれかの方法により実施するものとします。

- (1) 都産技研内におけるリアル開催
- (2) 東京都内に事業所を有する中小企業の東京都内事業所におけるリアル開催
- (3) 東京都及び東京都政策連携団体等の東京都内事業所におけるリアル開催
- (4) 都産技研外の会場に向けて、都産技研内から行うライブ配信
- (5) 前各号(1)及び(4)を同時に行うハイブリッド開催

2 職員等が出張により課題解決型研修を実施する場合、職員等の出張先は、前項(2)及び(3)に従い、東京都内の事業所に限ります。

3 職員等が出張を伴う課題解決型研修を実施する場合、実施時間は年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までを基準とし、その前後3時間の範囲内とします。

4 職員等は出張先が東京都内であり、かつ、遠隔地等のために前項に定める時間を確保することが困難である場合、宿泊を伴う課題解決型研修を実施することができます。

(実施時間及び定員)

第5条 都産技研は、課題解決型研修の実施時間をテーマごとに定めるものとし、1日の実施時間は、原則として第1章第16条に定める対応時間の範囲内において、1時間以上6時間以下とします。

2 課題解決型研修の定員は、最小3名、最大50名程度とし

ます。

(実施内容の確定)

第6条 都産技研は、課題解決型研修の実施に先立ち、申込者との協議を踏まえ、当該研修で取り組む課題を確定します。

2 前項により課題が確定した後、都産技研は、申込者との協議を踏まえ、次に掲げる事項(以下「実施項目等」という。)を確定します。

- (1) 実施日時及び実施時間
- (2) 実施方法
- (3) 実施場所
- (4) 定員
- (5) 利用料金
- (6) 概要及びプログラム
- (7) その他都産技研が必要な事項

3 都産技研は、前項により確定した実施項目等に基づき、当日実施する講義又は講義及び実習の詳細並びに使用する資料(テキスト等)及び使用機器等を確定します。実施内容の具体的構成、説明方法及び使用するテキスト等の内容その他課題解決型研修の実施に必要な技術的及び教育的事項については、都産技研の裁量により定めるものとし、申込者はこれについて異議を述べることができません。

4 都産技研は、前二項により確定した内容を反映した開催案内を作成し、申込者に提示します。申込者が当該開催案内の内容を確認のうえ、所定の方法により利用申込みを行った時点で、当該研修内容は最終的に確定します。

5 開催案内の内容と、申込者との協議内容(打合せ記録、電子メール等を含む。)との間に齟齬がある場合は、開催案内の記載が優先します。

(実施内容の追加・変更)

第7条 申込者は、開催案内に記載された課題解決型研修の内容について、追加又は変更(以下「追加・変更」という。)を希望する場合、原則として、実施日の1か月間までに、都産技研に対し、その旨及び追加・変更の内容を通知します。

2 都産技研は、前項の通知を受けた場合、当該追加・変更に応じるか否かを、その裁量により決定するものとし、申込者は、都産技研が追加・変更に応じない場合であっても、異議を述べることができません。

3 都産技研が追加・変更に応じる場合、都産技研は、追加・変更後の内容を反映した開催案内を作成し、申込者に提示します。申込者が変更後の開催案内の内容を確認のうえ、所定の方法により追加・変更の申込みを行い、都産技研がこれを承諾した時点で、追加・変更の効力が生じます。

4 前項により追加・変更の効力が生じない限り、都産技研は、確定内容に従い課題解決型研修を実施します。

5 追加・変更により利用料金その他の条件に変更が生じる場合、都産技研は、変更後の開催案内において当該変更内容を明示し、申込者はこれに従います。

(事業の完了)

第8条 都産技研は、開催案内に記載された講義又は講義及び実習を実施した時点をもって、事業の完了とします。申込者又は受講者が、講義又は講義及び実習の受講を拒絶する場合、都産技研は、当該講義又は講義及び実習を実施する義務を負わず、実施予定日の経過をもって事業の完了とします。

2 都産技研は、受講者の欠席、遅刻又は途中退出等、受講者の都合により受講が行われなかった場合においても、当該事業が完了したものとします。

3 受講者は、課題解決型研修終了後、都産技研が依頼した当該研修に関する受講者アンケートに回答し、都産技研に提出します。

4 申込者は、課題解決型研修の実施後、都産技研に対し実施報告書の提出を申し入れることができます。この場合、都産技研は、その裁量により実施報告書の提出の可否を判断します。ただし、実施報告書の提出は、研修の実施日から1カ月以内に申入れがあった場合に限り、かつ、実施報告書の内容は都産技研の指定する書式及び記載事項に限られます。

(外部専門家への業務委託)

第9条 都産技研は、申込者が次の(1)に該当する場合、課題解決型研修の業務の全部又は一部を、外部専門家に委託することができます。なお、外部専門家を利用した際の実施方法については、次の(2)以下のとおりとします。

- (1) 第1章第5条に規定する利用資格を有するお客様のうち、東京都内に事業所を有する中小企業に限ります。
- (2) 外部専門家を利用する場合の実施方法は、本章第4条第1項のうち(3)を除いたものに限り、かつ、
- (3) 外部専門家が出張を伴う課題解決型研修を実施する場合、外部専門家の出張先は、本章第4条第1項(2)に従い、東京都内の事業所に限り、かつ、
- (4) 外部専門家が出張を伴う課題解決型研修を実施する場合、実施時間は年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までを基準とし、その前後3時間の範囲内とします。

## 第4章 技術セミナー等のオンラインでの配信

(目的)

第1条 本章は、各事業のオンラインでの配信に関する事項について、第1章から第3章で定めのない事項を定めるものです。

(配信方法)

第2条 オンライン配信の方法は、原則として、ライブ配信又はオンデマンド配信のいずれかとなります。

2 都産技研は、都産技研の裁量に基づき、ライブ配信でのオンライン配信の視聴ができなかった受講者のために、当該オンライン配信の内容を録画し、当該視聴ができなかった受講者に範囲を限定して公開することがあります。

3 録画に際しては、受講者のプライバシーに配慮しますが、受講者の質問等の発言が録画される可能性があります。

4 オンライン配信に参加する受講者は、自身の行う質問等の

発言が録画され、また公開されることを予め承諾します。受講者が発言等の録画、公開について承諾しない場合、当該受講者はオンライン配信に参加してはなりません。

5 課題解決型研修の場合、申込者は、研修実施までに受講者から第4項に定める録画、公開についての同意を取得しなければなりません。この場合、都産技研が、申込者に対し、受講者の同意を証する書面の提出を求めた場合、申込者は速やかに当該書面を提出しなければなりません。

(視聴環境)

第3条 オンライン配信を利用するために必要な視聴環境(パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等)、通信に係る費用は、受講者の負担及び責任において準備するものとします。

(オンライン決済を利用する場合)

第4条 都産技研は、決済機能を有するオンライン配信システムを用いてオンデマンド配信を行う場合、決済代行会社・サービスを利用したオンライン決済による受講料の支払いを、受講者に求めることができます。

2 都産技研の設定した支払期日までに支払いが確認されない者に対して都産技研が決済代行会社・サービスを通じて支払いを催促した場合において、当該未払い者が催促に応じずに7日間経過した場合又は配信終了日前日が到来した場合、都産技研は、事前に通知することなく当該申込みを取り消すことができます。ただし、都産技研が催促を行わない場合であっても、都産技研は、いつでも事前に通知することなく申込を取り消すことができます。

3 オンデマンド配信の場合、都産技研は、受講者が配信開始日から配信終了日前日までに受講料の支払いを行った場合であっても、配信期間の延長その他当該受講者に対する特別の措置は講じません。ただし、受講料の支払い遅延について正当かつ合理的な事由があると都産技研が認めた場合は、都産技研の裁量により当該受講者への配信などの措置を取ることができます。

4 受講料の支払いがなされた場合、都産技研は、支払後の受講者の都合による受講キャンセルを認めず、受講者の受講の有無にかかわらず、すでに支払われた受講料を返金しません。ただし、受講者の受講キャンセルの理由が正当かつ合理的であると都産技研が判断する場合には、都産技研はその裁量により受講者の受講キャンセルを認めることができます。

5 受講者が受講料をクレジットカードで支払う場合、申込み時に受講料の支払いが確定するため、第2項は適用しません。また、クレジットカードで受講料を支払う場合も第3項及び前項を適用します。ただし、受講者がクレジットカードを不正利用された場合に限り、都産技研は、決済代行会社・サービスを通じて返金できます。

6 都産技研は、特定商取引法に基づく表記を都産技研ウェブサイトで公開します。

(オンライン決済を利用しない場合)

第5条 都産技研は、オンライン配信においてオンライン決済を利用しない場合、銀行振込用の請求書及びコンビニエンスストア決済用の払込票を受講者に郵送等により送付します。この場合、申込者は、送付された書面に従い受講料を支払います。

2 都産技研の設定した支払期日までに支払いが確認されない者に対し、都産技研が支払いを催促した場合において、未払い者が催促に応じずに開催日を迎えた場合、都産技研は、事前に通知することなく当該申込みを取り消すことができます。ただし、都産技研が催促を行わない場合であっても、都産技研は、いつでも事前に通知することなく申込を取り消すことができます。

3 受講料の支払いがなされた場合、都産技研は、支払後の受講者の都合による受講キャンセルを認めず、受講者の受講の有無にかかわらず、すでに支払われた受講料は返金しません。ただし、受講者の受講キャンセルの理由が正当かつ合理的であると都産技研が判断する場合には、都産技研は受講者の受講キャンセルを認めることができます。

(ユーザーID・パスワード等の発行)

第6条 都産技研は、ライブ配信を提供するにあたり、料金等の支払いを確認した後、ライブ配信を視聴するのに必要な場合、申込者に対して受講者全員分のユーザーID・パスワード等を発行します。

2 前項のユーザーID・パスワード等には、ユーザーID・パスワードが埋め込まれたURL その他これに類するものを含みません。

3 受講者以外の者が前項のユーザーID・パスワード等を使用することはできません。また、申込者は受講者以外の者にユーザーID・パスワード等を開示してはなりません。

4 申込者及び受講者は、都産技研が発行したユーザーID・パスワード等を貸与、譲渡、売買等することはできません。

5 申込者及び受講者は、ユーザーID・パスワード等が第三者に漏洩しないように適切に管理します。また、第1項のユーザーID・パスワードを用いて行われた行為については、受講者が行ったものとみなします。

6 申込者及び受講者は、ユーザーID・パスワード等が第三者に漏洩した場合には、直ちにその旨を都産技研に連絡します。

7 都産技研は、ユーザーID・パスワード等が第三者に使用されたことにより、申込者若しくは受講者又は第三者に損害が発生した場合、当該損害が都産技研の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切の責任を負いません。

8 都産技研は、ユーザーID・パスワード等が不正に使用された、又はその可能性が高いと判断したときは、当該ユーザーID・パスワード等の使用を停止することができます。

9 前項により受講者がライブ配信を受講できず、これにより申込者又は受講者に損害が生じた場合、当該損害が都産技研の故意又は重大な過失によるものでない限り、都産技研は一切の責任を負いません。

(アカウントの登録)

第7条 受講者は、オンデマンド配信に参加するにあたり、オ

ンデマンド配信の受講要件として受講者1名につき1つアカウント登録を行うことを要します。

2 受講者のアカウント登録において、都産技研は、受講者1名ごとに都産技研の裁量に基づく審査を行い、都産技研の承認のした者についてのみアカウント登録を認めます。ただし、都産技研は、特別の事情が認められる場合、アカウント登録に代え、ユーザーID及びパスワードを発行する方法によりオンデマンド配信を提供することができ、この場合は本章第6条を準用します。

3 前項の場合、都産技研は、その裁量によりアカウント登録の承認の有無を審査、決定することができ、登録を承認しない場合であってもその理由等を説明若しくは開示する義務を負わず、受講者は、都産技研に対して審査内容等の開示を求めることはできません。

4 都産技研は、特段の事情が認められない限り、アカウント登録の審査及び承認を都産技研の営業日に限り行います。なお、当該承認又は不承認の判断は、原則としてアカウント登録の申請時から8営業日以内に行いますが、都産技研は迅速に対応するように努めます。

5 受講者は都産技研の承認によりアカウント登録がなされた後、都産技研により利用料金等の支払いが確認されたオンデマンド配信のみ、都産技研の定める配信期間中に視聴できます。

6 申込者であっても、受講者以外の者がアカウントを登録及び使用することはできません。

7 申込者又は受講者は、都産技研が発行したアカウントを貸与、譲渡、売買等することはできません。

8 申込者又は受講者は、アカウントが第三者に漏洩した場合には、直ちにその旨を都産技研に連絡します。

9 都産技研は、アカウントが第三者に使用されたことにより、申込者若しくは受講者又は第三者に損害が発生した場合、当該損害が都産技研の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切の責任を負いません。

10 都産技研は、アカウントが不正に使用された、又はその可能性が高いと判断したときは、当該アカウントの使用を停止することができます。

11 前項により受講者がオンデマンド配信を受講できず、これにより申込者又は受講者に損害が生じた場合、当該損害が都産技研の故意又は重大な過失によるものでない限り、都産技研は一切の責任を負いません。

12 都産技研は、申込者又は受講者が、以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知及び承諾なく、都産技研の裁量でアカウントの登録を拒否できます。

- (1) 登録内容の全部又は一部に虚偽、誤植等があった場合
- (2) すでにアカウントを保有していた場合
- (3) 過去に本約款に違反していた場合
- (4) 第1章第5条の利用資格に該当しない場合又は第1章第9条の各事業利用の受付の拒否に該当する場合

13 都産技研は、都産技研からアカウント登録の承認を受けてアカウントを登録した受講者（以下「会員」という。）又は申込者が、以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知及び承諾なく、都産技研の裁量で申込者の申込みにかかる当該会

員のアカウントを削除できます。

- (1) 登録内容の全部または一部に虚偽があることが判明した場合
- (2) すでにアカウントを保有していることが判明した場合
- (3) 過去に本約款に違反していたことが判明した場合
- (4) 登録後に本約款に違反した場合
- (5) 最終ログイン日から2年以上経過した場合
- (6) 都産技研からの回答を求める連絡に対して、30日間以上応答がない場合

14 会員は、登録したアカウントを自ら削除できるものとします。なお、アカウントの削除後は、アカウントの復元等は行うことができず、都産技研から新たにアカウントの付与を受ける必要があります。申込者が会員のアカウントを削除した場合も同様とします。

15 都産技研は、本約款のうち、オンデマンド配信に関する内容が改正された場合、会員が登録したメールアドレス宛にメールで通知することにより、約款の変更の掲示に代えることができます。

16 都産技研は、会員が登録したメールアドレス宛に、都産技研が配信予定又は配信中のオンデマンド配信に関する案内を記載したメールを送付することがあり、会員はこれに同意します。都産技研は、オンデマンド配信に関する情報に併せて、他の技術セミナー・講習会の情報もメールに記載する場合、短文での説明やURLの貼付等、簡易な内容に留めます。メールの送付回数は、1か月当たり2回を目安とします。なお、会員は自らの裁量で、メールの受信を拒否できます。

17 都産技研は、前項のメールを送信する場合、受信者が容易に認識可能な場所に、都産技研（送信者）の名称、メールの受信が拒否できる旨、メールの受信を拒否するための方法、都産技研（送信者）の住所、苦情・問合せ等を受け付けることができるメールアドレス、URL等を記載します。

#### （禁止事項）

第8条 申込者及び受講者は、オンライン配信の利用にあたり、次の行為を自ら又は第三者を通じて行うことはできません。

- (1) 1つのユーザーID、パスワード及びアカウント等を複数名で利用すること。
- (2) 他の申込者及び受講者からユーザーID、パスワード及びアカウント等を入手し、又は入手しようとする行為。なお、申込者が法人である場合、法人の構成員の有するユーザーID、パスワード及びアカウント等を法人若しくは他の構成員が入手し、又は入手しようとする行為も含まれます。
- (3) オンライン配信の内容を複数名で視聴すること。ただし、課題解決型研修の契約内容において特定された人数での視聴を行う場合及び都産技研が複数名での視聴を明示的に許可した場合は除きます。
- (4) 都産技研のオンライン配信を第三者に有償又は無償で視聴させ、又は視聴可能な状態にする行為。
- (5) 都産技研のオンライン配信を同時配信、録音、録画、撮影、再配信、オンライン上にアップロードする行為

その他これらに類する行為。

- (6) オンライン配信されるコンテンツの著作権を侵害する行為。
- (7) 都産技研がオンライン配信で使用している機器、ソフトウェア等に不正にアクセスし、若しくは、コンピューターウイルス等有害なプログラムを頒布し、又は機器、ソフトウェア等の利用及び運用に支障を与える行為。
- (8) 都産技研が提供するサーバに過度な負担がかかる行為、又はその恐れのある行為。
- (9) 都産技研の管理・運営しているサーバ、サービス、ネットワークシステムへの妨害行為若しくは障害を与える行為。
- (10) その他、都産技研のオンライン配信の本来の提供目的とは異なる目的で利用する等都産技研が不適当と判断する行為。

#### (免責事項)

第9条 都産技研は、都産技研の直接の責めに帰すべき事由により（なお、第1章第27条第1項各号は都産技研の直接の責めに帰すべき事由には該当しない。）、オンライン配信が中断、停止又は利用不能となった場合、開催日の変更又は返金により対応します。

2 都産技研は、前項に定める場合のほか、都産技研によるオンライン配信の提供の中断、停止、利用不能又は変更による損害、オンライン配信の利用による機器の故障若しくは損害、及びその他オンライン配信の利用に関して生じた申込者及び受講者の損害について、一切の責任を負いません。

3 都産技研は、別途オンライン配信の利用に必要なハードウェア及びソフトウェアの仕様（以下「視聴環境等」という。）を提示しますが、当該視聴環境等における視聴を保証するものではありません。

4 都産技研は、オンライン配信のシステム、サーバ、視聴環境等その他オンライン配信サービスにおける安定性、信頼性、正確性、完全性、通信の機密性、効果・成果、有用性、特定目的への適合性、セキュリティの完全性などを保証するものではありません。また、都産技研は、オンライン配信サービスについての改修、バージョンアップ、アップデート等を行う義務を負うものではありません。

5 都産技研は、都産技研又は会員が削除したアカウントに関する一切のデータについて、保存、保有、復元する義務を負いません。

6 都産技研は、会員自らがアカウントを削除したことにより、会員に損害が生じた場合、一切の責任を負いません。都産技研がアカウントを削除した場合についても、都産技研の故意または重大な過失に基づくことが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

7 都産技研は、利用している外部システムが保守又は点検を行う場合、オンデマンド配信の全部又は一部の提供を停止又は中断できるものとし、これにより生じる不利益や損害については一切責任を負いません。

8 都産技研は、都産技研の都合により、オンデマンド配信の内容を変更し、又は提供を終了できます。その際、当該変更又は終了により会員に生じる不利益や損害には、一切の責任を負いません。なお、都産技研は、オンデマンド配信の提供を終了する場合、会員が登録したメールアドレス宛にメールで事前に通知します。

#### (オンライン配信の委託)

第10条 都産技研は、申込者又は受講者の承諾を得ることなく、オンライン配信に関する事項の全部又は一部を外部業者に委託することができます。この場合の委託には、配信設備のみを利用する場合も含まれます。

2 都産技研は、オンライン配信が外部業者に委託される場合は、募集又は申込の段階でその旨を明示します。

3 受講者は、オンライン配信が外部業者に委託される場合は、都産技研が提示する当該外部業者の利用規約等に同意し、同意のうえでオンライン配信に参加します。利用規約等に同意しない受講者は、当該オンライン配信に参加してはなりません。

4 外部業者への委託によるオンライン配信では、申込に使用するシステム等が、都産技研が標準で定める方法と異なる場合があります。受講者はこれに予め同意します。

5 受講者は、外部業者への委託によるオンライン配信に申込み、参加する際は、受講者の個人情報や当該外部業者により当該外部業者の開示するプライバシーポリシー等により取得され、取扱われることに同意します。

6 第3項及び第5項について、課題解決型研修の場合、申込者は、第3項及び第5項の受講者の同意を取得しなければなりません。この場合、都産技研が、申込者に対し、受講者の同意を証する書面の提出を求めた場合、申込者は速やかに当該書面を提出しなければなりません。

制定 2026年4月1日